書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第２３１９号
福岡県大野城市御笠川４丁目５番１号
破産者　株式会社中央鋼板
異議申述期間　平成24年３月12日まで
平成24年１月16日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４５号
福岡市東区筥松１丁目10番５号
破産者　大成基礎工業株式会社
異議申述期間　平成24年３月16日まで
平成24年１月17日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６６２号
福岡県太宰府市国分１丁目14番26号
破産者　有限会社ティケイコーポレーション
異議申述期間　平成24年３月16日まで
平成24年１月18日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第６８６号
埼玉県春日部市南２丁目４番16号
破産者　平澤　信夫
免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
平成24年１月18日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３１９号
長野県北安曇郡池田町大字会染3665番地
破産者　吉田　志郎
免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
平成24年１月19日　長野地方裁判所松本支部

免責許可決定

平成２３年（フ）第２１２８号
福岡市中央区薬院４丁目９番15号
破産者　茶野　健二
１　決定年月日　平成24年１月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１２９号
福岡市中央区薬院４丁目９番15号
破産者　茶野　育子
１　決定年月日　平成24年１月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第３００２号
大阪府泉佐野市りんくう往来北１番地
清算株式会社　大阪りんくうホテル株式会社
代表清算人　桑原　　豊
１　決定年月日　平成24年１月20日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（ヒ）第１００１号
広島市西区東観音町17番20号
清算株式会社　株式会社平成メンテック
代表清算人　宮本　正博
１　決定年月日　平成24年１月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所民事第４部

特別清算終結

平成１８年（ヒ）第４号
香川県坂出市大屋冨町3100番地
清算会社　松浦工業株式会社
代表清算人　巽　　浩
１　決定年月日　平成24年１月19日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
高松地方裁判所丸亀支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第２号
群馬県高崎市緑町１丁目23番６号
再生債務者　株式会社アンシャンテ
１　決議に付する計画案　平成24年１月５日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年４月11日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年４月４日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年３月28日
平成24年１月20日　前橋地方裁判所高崎支部

再生計画認可

平成２３年（再）第１号
愛媛県今治市常盤町４丁目１番地１
再生債務者　株式会社ナウシス
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年１月19日　松山地方裁判所今治支部

再生手続廃止

平成１９年（再）第６号
大分市千歳1720番10
再生債務者　三富建設株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成24年１月18日
大分地方裁判所民事第１部

再生計画変更

平成２０年（再）第３号
鹿児島市宮之浦町207番地11
再生債務者　株式会社樟南
１　主文　本件変更計画案のとおりに再生計画を変更する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件変更計画案には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年１月20日
鹿児島地方裁判所民事第３部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第２号
千葉県四街道市和良比227番地92
再生債務者　洞毛　達夫
１　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年２月10日まで
４　一般異議申述期間　平成24年２月24日から平成24年３月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（再イ）第３４４号
名古屋市中村区則武２―７―17―503、住民票上の住所横浜市港南区港南台６丁目１番４―403号
再生債務者　光井　　裕
１　決定年月日時　平成24年１月20日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年２月10日まで
４　一般異議申述期間　平成24年２月17日から平成24年２月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第１００号
愛知県西尾市平坂町梨子山６番地３
再生債務者　松永ヤスオこと　マツナガ　ロベルト　ヤスオ
１　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年２月10日まで
４　一般異議申述期間　平成24年２月17日から平成24年２月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２３年（再イ）第８３号
兵庫県川西市東久代１丁目４番６号
再生債務者　佐々木敏雄
１　決定年月日時　平成24年１月20日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年２月10日まで
４　一般異議申述期間　平成24年２月24日から平成24年３月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（再イ）第５４２号
札幌市清田区清田１条４丁目１番55号　第八荒井ビル605号
再生債務者　干場　　信
１　決定年月日時　平成24年１月23日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年２月13日まで
４　一般異議申述期間　平成24年２月27日から平成24年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部